栄村 プレスリリース	栄村役場　総務課　行政係 電話：0269－87－3112　FAX：0269－87－3083

令和８年10月１日

職員の懲戒処分について

本村職員による非違行為について、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。
村では、本件を厳粛に受け止め、服務規律の徹底及び再発防止に取り組んでまいります。
村民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 処分年月日：令和８年９月30日

2. 被処分者及び処分内容
- 被処分者：村職員１名
- 処分内容：停職６か月

3. 処分の理由

被処分者には、次の行為が認められました。これらの行為は、地方公務員法第33条に定める信用失墜行為の禁止及び同法第35条に定める職務専念義務に違反し、同法第29条第１項に規定する懲戒事由に該当するものと判断しました。

①令和８年７月、勤務時間中に、正当な理由なく役場庁舎内の女子トイレに複数回立ち入ったこと。
②過去１年間、勤務時間中に公用パソコンを使用し、業務に関係のないWebサイトを反復して利用したこと。端末管理システムには、業務に関係のないWebサイトの利用に関し、約963時間の集計値が記録されていました。
③業務に関係のない不適切な画像を役場内で印刷し、自ら使用する事務机内に保管していたこと。

4. 再発防止策

村では、再発防止に向け、次の取組を行います。
- 全職員に対するコンプライアンス研修の実施
- 公用パソコンの利用ルール及び管理体制の再確認
- 服務規律及び庁舎施設の適正利用に関する周知徹底
- 管理監督者による服務管理の徹底
- 職員が相談しやすい環境及び相談体制の整備